

09427P-00

診断士
書籍
売上シェア

No.1

2021
年度版

中小企業診断士

最速合格のための

要点整理 ポケットブック

第1次試験 2日目

TAC中小企業診断士講座

赤シート
付き

試験直前までの復習に最適!

1次試験 2日目の

経営法務、経営情報システム、
中小企業経営・中小企業政策 を掲載

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

我が国の企業数の99%を占める中小企業は、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、「我が国経済のダイナミズムの源泉」として積極的な役割を担うことが期待される存在として位置づけられています。こうした位置づけとなっている中小企業が経営革新など新たな取り組みを積極的に行うためには、中小企業が不足する経営資源を確保できるよう、国が支援することが重要です。その環境整備のひとつとして、①民間経営コンサルタントとして、中小企業を全社的視点で経営について診断・助言する能力、②中小企業の利益の最大化のために、行政・専門家との橋渡し役となる能力を、国が認定するために設けられているのが中小企業診断士制度です。そして現在、国は中小企業診断士の総数の拡大に努めています。

このような時代の流れに対応すべくTAC出版では、中小企業診断士試験の受験対策書籍としてさまざまなアイテムを刊行しております。

その中の本書「最速合格のための要点整理ポケットブック」には、次のような特長があります。

- ① 第1次試験合格に必要な重要論点を広く網羅しつつ、内容が簡潔にまとまっていること
- ② 通勤途中での学習等を考慮して、持ち運びやすいコンパクトなものに仕上がっていること
- ③ 付属の赤シートを使うことにより、重要キーワードの暗記がスムーズに行えること

受験生の皆様にとって、本書が効率よい学習のお役に立てれば幸いです。

2020年12月

TAC中小企業診断士講座
講師室、事務局スタッフ一同

目 次

経営法務	
第1章 民法その他の知識	2
第2章 会社法等に関する知識	13
第3章 資本市場に関する知識	35
第4章 倒産等に関する知識	36
第5章 知的財産権等に関する知識	39
第6章 その他経営法務に関する知識	52
経営情報システム	
第1章 情報技術に関する基礎的知識	58
第2章 システム・ソフトウェア開発	103
第3章 経営情報管理	113
第4章 統計解析	127
中小企業経営・中小企業政策	
第1編 中小企業経営	132
第1章 中小企業概論	132
第2章 中小企業白書2020年版第1部： 令和元年度（2019年度）の中小企業の動向	137
第3章 中小企業白書2020年版第2部： 新たな価値を生み出す中小企業	150
第4章 小規模企業白書2020年版第2部： 地域で価値を生み出す小規模事業者	160
第5章 小規模企業白書2020年版第3部： 中小企業・小規模事業者と支援機関	168
第2編 中小企業政策	170
第1章 中小企業政策の基本	170
第2章 中小企業施策	172
第3章 中小企業政策の変遷	188

経営法務

第1章 民法その他の知識

①▶民法に関する基礎知識

■法律行為

当事者がある効果の発生を欲してなした意思表示に対し、法律がそれを認め、その効果が確実に発生するように助力してくれる行為。

契約	相対する複数当事者の意思表示の合致により成立する法律行為	} 態様
単独行為	一人の人間の一方的意思表示で成立する法律行為	
合同行為	二人以上の人間の意思表示の合致により成立する法律行為	
要式行為	一定の形式が必要な法律行為	} 形式
不要式行為	一定の形式を必要としない法律行為	
債権行為	債権を発生させる法律行為	} 効果
物権行為	物権の発生・変更・消滅を生じさせる法律行為	

■意思表示

一定の法律効果の発生を欲する意思をもってそれを外部に表示すること。

- ① 意思の不存在……心の中にある意思と外部に対する表示との間に食い違いがあること。

心裡留保	表意者が自分の内心の意思と外部に表示されたものが食い違うことを知っている場合
(通謀)虚偽表示	相手方と通じて(しめし合せて)した虚偽(うそ)の意思表示
錯誤	表示行為に対する内心的効果意思が欠けること

- ② 瑕疵ある意思表示……詐欺・強迫による意思表示。

※ 瑕疵……法律上何らかの欠点・欠陥があること。

■代理

ある人(本人)が自分の代わりに代理人をたてて、その代理人が本人のため、本人の代わりにするのだということを明らかにして、相手方に

意思表示をし（**顕名主義**）、その効果が直接本人のものとなる制度。

■条件・期限

- ① 条件……法律行為の効力の発生または消滅を将来の成否不確定な事実にかからせること。条件には、法律行為の効力発生に関する**停止条件**と、法律行為の効力の消滅に関する**解除条件**がある。
- ② 期限……法律行為の効力の発生や消滅または法律行為から生じる債務の履行期を、将来到来することが確実な事実にかからせること。期限には、具体的に時期までも確定している**確定期限**と、将来到来することは確実だが、その具体的な時期は不確定な**不確定期限**がある。

■意思表示の効力発生時期

従来、意思表示の効力については、到達主義が原則で、例外として、隔地者間の契約では発信主義が採用されていたが、改正民法（令和2年4月1日施行の改正民法のこと。以下同じ）では**到達主義**に一本化した。

②▶債権・契約

■債権

債権……ある人（債権者）が他のある人（債務者）に対して一定の行為を請求する権利。

- ① 債権の発生原因……契約、事務管理、不当利得、不法行為
- ② 債権の種類……特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権

■契約

申込みと承諾という相対する複数の意思表示が合致したもの（合意）であり、それによって当事者間に権利（債権）・義務（債務）が発生するもの。

① 契約自由の原則

締結の自由、相手方選択の自由、内容決定の自由、方式の自由

② 契約の分類

典型契約	民法に規定のある典型的な13種類の契約のこと（有名契約）
非典型契約	典型契約以外の契約のこと（無名契約）
双務契約	契約の各当事者が互いに対価の意味を有する債務を負担する契約のこと
片務契約	当事者一方のみに債務が生じる契約のこと
有償契約	契約の各当事者が互いに対価の意味を有する出捐（財産上の損失のこと）をする契約のこと
無償契約	当事者の一方は対価的な経済的出捐をしない契約のこと
要物契約	当事者間の合意のほかに、契約の成立のために物の引渡しが必要となる契約のこと
諾成契約	当事者間の合意だけで成立する契約のこと
要式契約	契約の成立に一定の方式を要する契約のこと
不要式契約	要式契約に対して、方式を不要とする契約のこと

③ 主な典型契約

贈与	贈与者がある財産を無償で受贈者に与える意思を表示し、受贈者が受諾をすることによって効力を生ずる契約
売買	売主がある財産権を買主に移転することを約し、買主がこれに対してその代金を支払うことを約することによって効力を生ずる契約
交換	当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって効力を生ずる契約
消費貸借	借主が種類・品質・数量の同じ物をもって返還をすることを約して貸主から金銭その他の物を受け取ることによって効力を生ずる契約⇒原則は要物契約であるが、改正民法では、書面（または電磁的記録）で消費貸借契約が締結された場合を諾成契約とした
使用貸借	貸主がある物を引き渡すことを約し、借主がその受け取った物について無償で使用・収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって効力を生ずる契約⇒従来は要物契約であるが、改正民法では諾成契約とした

賃貸借	賃貸人がある物の使用・収益を賃借人にさせることを約し、賃借人がこれに対してその賃料を支払うこと、および引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって効力を生ずる契約
雇用	被用者が使用者に対して労働に従事することを約し、使用者がこれに対してその報酬を与えることを約することによって効力を生ずる契約
請負	請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって効力を生ずる契約
委任	委任者が法律行為をすることを受任者に委託し、受任者がこれを承諾することによって効力を生ずる契約
寄託	寄託者がある物を保管することを受寄者に委託し、受寄者がこれを承諾することによって効力を生ずる契約⇒従来は要物契約であるが、改正民法では諾成契約とした

④ その他の契約

- ファイナンスリース契約

リース会社がユーザーに対してサプライヤーから購入したリース対象物件を貸し与え、定期にリース料金を受け取るという契約。原則、リース中の解約は不可。

- フランチャイズ契約

フランチャイザー（本部）が開発したノウハウ・システム・商標の使用権・営業権などをフランチャイジー（加盟店）に提供し、フランチャイジーはフランチャイザーに対して加盟料などを支払うという契約。

■保証

- ① 保証……主債務者が債務を履行しない場合に、保証人がその履行を担保する（代わって行う）こと。
- ② 連帯保証……特に保証人が主債務者と「連帯して」保証債務を負担すること。

- ③ 保証契約の成立……すべての保証契約は**書面**（または電磁的方法）でされない限り無効。

■債権者代位権と詐害行為取消権

- ① 債権者代位権……債権者が自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利を債務者に代わって行使することができる権利である。従来、債権者は、債権の期限の到来後であれば、裁判所に請求しなくても権利行使できたが、期限の到来前は、裁判所への請求が必要という規定であった。改正民法では、この規定を廃止した。つまり、債権者は、債権の期限の到来後であれば権利行使できるが、期限の到来前は権利行使できないという規定に変わった。
- ② 詐害行為取消権（債権者取消権）……債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを、債権者が**裁判所**に請求することができる権利のことである（必ず**裁判所**への請求が必要となる）。改正民法では、出訴期間（訴えを提起することができる期間）という概念を用い、i) 債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを、債権者が知った時から**2年**を経過したとき、またはii) 行為の時から10年を経過したとき、のいずれかの場合には、詐害行為取消請求に係る訴えを提起できないものとした。

■債務不履行

契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして**債務者の責めに帰すべき事由**によって、債務者が債務の本旨に従った債務の履行をしないこと。

- ① 履行遅滞……履行期が到来し履行可能であるのに、債務者の故意・過失により債務を履行しない。
- ② 履行不能……債務者の故意・過失により履行が不能になる。
- ③ 不完全履行（契約不適合）……債務の履行はあったが、債務者の故意・過失によりその履行が不完全である。

■不法行為

故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害し、これによって損害を与える利益侵害行為のこと。

- ① **使用者責任**……ある事業のため他人（被用者）を使用する者（使用者）は、その被用者が事業の執行について（仕事をするうえで）第三者に与えた損害を賠償する責任を負う。
- ② 共同不法行為……数人が共同不法行為によって他人に損害を与えた場合、各自連帯して賠償責任を負う。

■債務不履行と不法行為の比較

	債務不履行	不法行為
債権者と債務者の関係	契約関係	特になし（契約関係を前提としない）
主観的要件	債務者の責めに帰すべき事由（帰責事由：債務者の故意・過失）	故意または過失
客観的要件	契約の本旨に従った履行がないこと	権利を侵害（違法性）
一般の損害賠償請求権（改正民法）*	①権利を行使することができることを知った時から 5年 ②権利を行使することができる時から10年	①損害および加害者を知った時から 3年 ②不法行為の時から20年
人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権（改正民法）*	①権利を行使することができることを知った時から5年 ②権利を行使することができる時から20年	①損害および加害者を知った時から5年 ②不法行為の時から20年
立証責任	債務者	被害者

※ いずれも、①②のいずれか早いほうの時の経過をもって消滅時効が完成する。

■不当利得

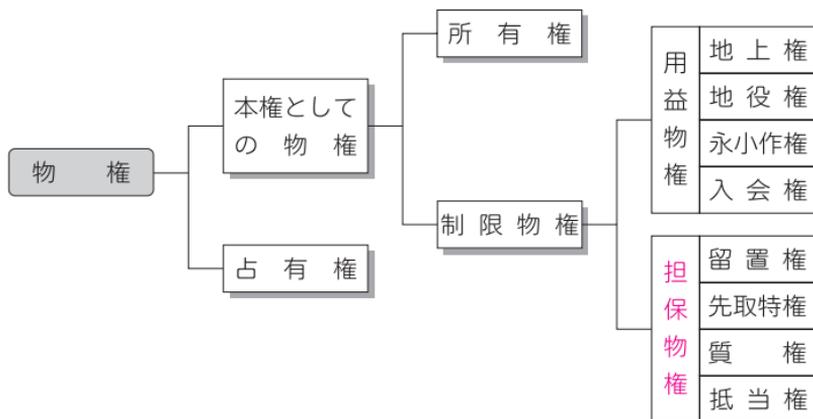
法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（受益者）に対して、その利得を返還する義務を負わせる制度のこと。不当利得返還請求は**無過失責任**の制度であり、消滅時効は債務不履行と同じ規定が適用される。

③▶物権.....

■物権

- ① 物権……一定の物を「**直接的**」（権利の内容を実現するのに他人の行為を必要としない）そして「**排他的**」（1つの物の上に同じ内容の物権は存在しえない）に支配できる権利
- ② 物権の客体……有体物（固体・液体・気体）
- ③ 物の種類
 - 特定物と不特定物
 - 動産（不動産以外）と不動産（土地およびその定着物）
- ④ 物権の効力
 - 物権対物権……先に対抗要件（自分の物だと主張できること）を具備した方が優先
 - 物権対債権……**物権**が優先
- ⑤ 物権の変動
 - 物権変動……物権の発生・変更・消滅
 - 発生時期……当事者の**意思表示**のみによってその効力を生じる（意思主義）
 - 第三者への主張……不動産は**登記**、動産は**引渡し**（対抗要件主義）
 - 消滅原因……目的物の消失・消滅時効・物権放棄・公用徴収・混同（同一物について所有権と所有権以外の物権が同じ人に帰属すること）

■物権の種類



- ① 所有権……法令の制限内において、自由にその所有物の使用・収益・処分をすることができる権利のこと。
- ② 占有権
 - 占有……自己のためにする意思をもって物を所持すること。
 - 占有権……所有権などの有無にかかわらず、占有（事実上の支配）をしている者に対して一定の権利を認めるもの。
- ③ 担保物権

典型担保物権	法定担保物権	留置権	他人の物の占有者（留置権者）が、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利
		先取特権	一定の債権を有する者（先取特権者）が、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利

典型担保物権	約定担保物権	質権	債権者（質権者）が、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を 占有 し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利
		抵当権	債権者（抵当権者）が、債務者または第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した 不動産 （原則）について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利
非典型担保物権	（約定担保物権）	譲渡担保	設定者（債務者）が所有物を利用したまま、その所有物の所有権を債権者に移転し、債務を弁済した場合に所有権が設定者に戻る制度

4 ▶ 相続

相続とは、人（自然人）の死亡によって、その財産上の権利義務を他の者が包括的に承継することをいう。相続される人（死亡した人）を**被相続人**、親族など相続する人を**相続人**という。

■相続人の範囲、法定相続分

相続人（法定相続人）の範囲および法定相続分は下表のとおりである。なお、相続人の範囲については、第二順位の者は第一順位の者がいないとき、第三順位の者は第一・第二順位の者がいないときに相続人となる。

<相続人の範囲>

配偶者 ^{※1}	常に相続人となる。
第一順位 ^{※2}	被相続人の直系卑属（子。子が相続できない場合は孫、ひ孫など（代襲相続という））
第二順位	被相続人に直系卑属がない場合は、被相続人の直系尊属で、親等の近い者（親、親が相続できない場合は祖父母など）
第三順位	被相続人に直系卑属も直系尊属もない場合は兄弟姉妹（兄弟姉妹が相続できない場合、代襲するのはその子〔甥、姪〕までに限る（甥・姪の子には代襲されない））

※1 戸籍上の配偶者であることが必要（原則として、内縁関係の者は含まれない）。

※2 胎児は生まれたものとみなされる。

<法定相続分（法律に基づく相続分）>

配偶者と直系卑属が相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が2分の1、直系卑属が2分の1 ・配偶者が相続できない場合は直系卑属が全部相続
配偶者と直系尊属が相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1 ・配偶者が相続できない場合は直系尊属が全部相続
配偶者と兄弟姉妹が相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1 ・配偶者が相続できない場合は兄弟姉妹が全部相続

※ 直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として按分になる。また、実子と養子、嫡出子と非嫡出子で法定相続分の差はない。なお、半血兄弟姉妹は全血兄弟姉妹の半分（2分の1）となる。

■限定承認、放棄

限定承認とは、相続を受けた資産等（積極財産、プラスの財産）の範囲内で債務等（消極財産、マイナスの財産）を相続するという方法である（ただし、相続人が複数いる場合には、限定承認は全員が共同でしなければならない）。放棄とは、資産も債務も一切相続しないという方法

である。

相続人は、限定承認または放棄をする場合、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3か月**以内に、**家庭裁判所**に申述しなければならない。

■遺留分

遺言によって、被相続人は相続財産を自由に（法定相続分と異なる）処分することができる。しかし、民法では、遺族の生活の安定や相続人間の平等を確保するために、相続人に対して最低限の相続の権利を保障している。これを遺留分という。

① 遺留分の権利をもつ者

被相続人の**兄弟姉妹**以外の法定相続人、具体的には、配偶者、直系卑属、直系尊属が該当する。

② 遺留分

直系尊属のみが相続人の場合は被相続人の財産の3分の1、それ以外の場合には被相続人の財産の**2分の1**が、遺留分権利者全体の遺留分となる。

■経営承継円滑化法

① 遺留分に関する民法の特例

非上場中小企業の後継者は、遺留分権利者全員との合意および所要の手続（経済産業大臣の**確認**、家庭裁判所の**許可**）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる（併用可能）。

●**除外**合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことができる。

●**固定**合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を**合意**の時における価額とすることができる。

② 法改正

令和元年7月16日に、**個人事業**の承継の場合に、贈与等をされた事業用資産（土地、建物等）の全額について、除外合意の対象とする改正が行われた（注：固定合意は対象外）。

第2章 会社法等に関する知識

①▶ 事業の開始等に関する基礎知識……………

■個人企業

すぐに開業できる一方で、事業に失敗した場合には、借金などすべての責任は事業主が負う（**無限責任**）。また、納める税金は所得税となり累進課税が適用され、所得が多いほど税率面で不利になる。

■法人企業

法人とは、自然人以外で権利能力（法人格）を認められた存在のことである。法人企業は設立に手間がかかるが、法人税の適用を受けるため一定の収入以上になれば税率面で、また信用力・資金調達・従業員採用においても個人事業より有利である。

■商号

商人・会社が事業を行うための名称。文字記載と発音が可能であることが必要（ローマ字や数字、一定の符号も可）。

- ① 商号の数……1 営業について1個が原則（商号単一の原則）。
- ② 商号貸し（名板貸し）……自己の商号や氏名を他者が使用することを許した者は、その他者を信頼して取引をした相手方について、連帯して債務を弁済する責任を負う。
- ③ 不正目的による商号使用の廃止……**同一住所・同一名称**の商号のみの登記が禁止される。ただし、不正目的による類似商号の使用は規制される。

中小企業診断士 2021年度版
最速合格のための要点整理ポケットブック 第1次試験2日目

発行日 2021年1月24日
初版発行

編著者 TAC株式会社（中小企業診断士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09427P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。